

P E T検査、C T検査、核医学検査をご依頼される先生方へ

医療法施行規則の一部改正について（お知らせとお願い）

先生方には、平素より多くの貴重な症例をご紹介いただき、大変お世話になっております。

さて、ご承知のとおり医療法施行規則の一部改正があり、令和2年4月より診療放射線安全管理体制の確保が**義務化**されました。当院も委員会を設置し指針を作成、これに従って医療放射線の安全利用に努めて参る所存です。

また、同改正によりP E T検査、C T検査、核医学検査をご依頼される際は、その検査の**正当性及び医療被ばくの防護の最適化について患者さまに説明**し、検査を受けることの**同意をとり**、それを**記録に残して**いただかなければならなくなりました。

つきましては、以下の点に留意して患者説明をお願いします。

- ① 当該放射線診療により想定される被ばく線量とその影響
- ② リスク・ベネフィットを考慮した放射線診療の正当性（正当化に関する事項）
- ③ 当院で実施している医療被ばくの低減に関する取り組み（最適化に関する事項）

- ・被ばくの説明に際しては、【P E T－C T又はC T又は核医学検査を受けられる方へ】を患者さまへお渡しください。
- ・検査の必要性について併せてご説明頂き、その後、「診療情報提供書（P E T－C T検査依頼用）」又は「放射線科検査申込書」にあるチェック項目『検査の正当性について説明し、同意を得ています。』の□にチェックをお願いします。

お手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

令和3年5月吉日

滝宮総合病院

病 院 長 井 上 秀 幸

医療放射線安全管理責任者 合 田 真 由 美